

居宅介護等事業所 株式会社ケアネット長野サービスセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 (株)ケアネット長野サービスセンター訪問介護事業所（以下「事業所」という）において実施する指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という）に係る事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という）に対し、適切な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社ケアネット長野サービスセンター
- (2) 所在地 長野県須坂市大字小山字蒔田2518-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上(常勤職員)

サービス提供責任者は、以下の業務を行う。

ア 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」という)を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、その書面の交付を行う。

イ 居宅介護計画、重度訪問介護計画(以下「居宅介護計画等」)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

ウ 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 従業者 常勤換算方法で2.5名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする

(3) サービス提供日 年中無休

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする

(指定居宅介護の内容)

第6条 事業所が行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

- オ 身体の清拭、洗髪
- カ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4) 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(主たる対象者の障がいの種類)

第7条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 重度障がい者

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる指定居宅介護等に係る利用者負担額のほか、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問介護については、交通費として通常の事業の実施地域を超えた距離に応じて次の費用を徴収する。

- | | |
|----------------|------|
| ・往復10km未満 | 無料 |
| ・往復10km～20km未満 | 200円 |
| ・往復20km～30km未満 | 400円 |
| ・往復30km～40km未満 | 600円 |

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(衛生管理等)

- 第9条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の維持を図るために、その日の指定居宅介護等の前に従業者の健康状態を点検し、指定居宅介護等の可否を決定する。
- また、従事者に対して年1回の定期健康診断を実施する。
- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は、長野市（旧戸隠村・旧鬼無里村・旧大岡村・旧中条村除く）・須坂市・中野市・小布施町・高山村とする。

(緊急時等における対応)

- 第11条 指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第13条 事業所は、提供した指定居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また法第11条第2項の規定により長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、または当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の

検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村または長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村または長野県知事及び市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の従事者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所の従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針を整備する
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置する
- （5）成年後見制度の利用支援

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第16条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむ得ず前項の身体拘束等を行う場合にはその状態及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束の適正化のための研修会の実施
 - (3) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(感染症の予防及びまん延防止)

第17条 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会
(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画について周知するものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント)

第19条 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働ける労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組む。

- 2 事業所内において優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、背的な嫌がらせ
上記は、当該職員、取引先事業者、利用者及びその家族が対象
- 3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止
会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討する。
- 4 職員に対し、ハラスメントに対する基礎的な考えについて研修などを実施。また、
定期的に話し合いの場を設け介護現場においてハラスメント発生状況の把握に努める。
- 5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境
改善に対する必要な措置、利用者契約の解約等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後2カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定
居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定
相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との
協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年6月1日施行する。

平成24年8月1日 一部改訂（人員等）

平成27年11月1日 一部改訂（第9条、第12条の変更）

令和4年1月1日 全面改訂

令和6年3月27日 一部改訂（第8条、第9条、第15条以降）

